

在宅緩和ケア充実診療所とは 機能強化型の在宅療養支援診療所で、看取り、緊急往診、麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・看取りの経験をしっかりと積んだ常勤医師がいる診療所です。

施設基準としては以下の要件があります。

- ① 機能強化型の在宅診療・病の届出を行っていること。
- ② 過去 1 年間の緊急往診の実績が 15 件以上、かつ、看取りの実績が 20 件以上であること。
- ③ 緩和ケア病棟又は在宅での 1 年間の看取り実績が 10 件以上の医療機関において、3 か月以上の勤務歴がある常勤の医師がいること。
- ④ 末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去 1 年間に 2 件以上有していること、又は過去に 5 件以上実施した経験のある常勤の医師配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去 1 年間に 10 件以上有していること。
- ⑤ 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した研修」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること。

以上となります。